

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第九号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>二十二の二 (略)</p> <p>(1) (95) (略)</p>	<p>市町</p> <p>三次市</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>二十二の二 (略)</p> <p>(1) (95) (略)</p> <p>(96) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七十七条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第三項後段の規定により介護療養型医療施設とみなされる施設に係るものを含む。以下(99)から(110)までにおいて同じ。）</p> <p>(97) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第七十七条の二第四項において準用する旧法第七十五条第五項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新に係る関係市町への通知及び関係</p>	<p>市町</p> <p>呉市及び三次市（呉市については(1)から(4)まで、(6)から(94)まで、(96)から(110)までに掲げる事務を除く。）</p>

<p>(98) 市町からの意見の聴取 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百八条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の療養病床等の入所定員を増加しようとするときの指定の変更</p>	<p>(99) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十一条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受付</p>	<p>(100) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査</p>	<p>(101) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の受付</p>	<p>(102) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告</p>	<p>(103) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第二項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わないときの公表</p>	<p>(104) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第三項の規定による指定介護療養型医療</p>
--	--	--	--	---	--	---

施設の開設者に対する措置の命令

(105) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第四項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令をした旨の公示

(106) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十三条の二第五項の規定による指定介護療養型医療施設に係る通知の受付

(107) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十四条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付

(108) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十四条第二項の規定による指定介護療養型医療施設が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に該当する旨の通知の受付

(109) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十五条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた、又は指定の取消し等をした旨の公示

(110) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第百十五条の三十五第六項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（旧法第百十五条の三十五第四項の規定による命令に従わず指定の取消し又は全部若しくは一部の効力を停止することが適当である旨の

三十五 (略)  
 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、  
 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、  
 第三号の二(1)及び(7)、第三号の  
 三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第  
 四号の三(5)から(7)まで、第四号  
 の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、  
 第四号の六(7)、第五号(7)、第六  
 号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、  
 (16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第  
 八号の三(80)、第八号の四(4)及び  
 (9)、第八号の六(9)、第八号の七  
 (8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二  
 (2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、  
 (36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第  
 九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)  
 及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、  
 (13)及び(14)、第九号の五の二(8)及  
 び(10)から(13)まで、第九号の六(13)  
 から(16)まで、第九号の六の二(22)、  
 (24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十  
 号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、  
 (34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、  
 (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の  
 二(4)、第十一号の四(15)、第十一  
 号の四の二(32)から(36)まで、第十  
 一号の五(8)、第十二号(4)、第十  
 二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、  
 (51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、  
 第十四号の二(9)、第十四号の二  
 の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、  
 第十五号(4)、第十五号の二(6)、  
 (7)及び(9)、第十六号(10)から(16)ま  
 で、第十六号の二(5)から(7)まで  
 及び(14)、第十六号の二の二(20)か  
 ら(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及  
 び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、  
 (25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、  
 (9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、  
 (10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、  
 (32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、  
 第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、  
 (53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、  
 (79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の  
 四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二  
 十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、  
 (26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号  
 (11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (   
 勧告を除く。)、(42)及び(43)、第  
 二十号の三(8)から(10)まで、(14)か  
 ら(17)まで及び(23)から(26)まで、第  
 二十号の四(3)、第二十一号の二

(略)

三十五 (略)  
 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、  
 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、  
 第三号の二(1)及び(7)、第三号の  
 三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第  
 四号の三(5)から(7)まで、第四号  
 の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、  
 第四号の六(7)、第五号(7)、第六  
 号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、  
 (16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第  
 八号の三(80)、第八号の四(4)及び  
 (9)、第八号の六(9)、第八号の七  
 (8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二  
 (2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、  
 (36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第  
 九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)  
 及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、  
 (13)及び(14)、第九号の五の二(8)及  
 び(10)から(13)まで、第九号の六(13)  
 から(16)まで、第九号の六の二(22)、  
 (24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十  
 号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、  
 (34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、  
 (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の  
 二(4)、第十一号の四(15)、第十一  
 号の四の二(32)から(36)まで、第十  
 一号の五(8)、第十二号(4)、第十  
 二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、  
 (51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、  
 第十四号の二(9)、第十四号の二  
 の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、  
 第十五号(4)、第十五号の二(6)、  
 (7)及び(9)、第十六号(10)から(16)ま  
 で、第十六号の二(5)から(7)まで  
 及び(14)、第十六号の二の二(20)か  
 ら(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及  
 び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、  
 (25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、  
 (9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、  
 (10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、  
 (32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、  
 第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、  
 (53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、  
 (79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の  
 四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二  
 十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、  
 (26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号  
 (11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (   
 勧告を除く。)、(42)及び(43)、第  
 二十号の三(8)から(10)まで、(14)か  
 ら(17)まで及び(23)から(26)まで、第  
 二十号の四(3)、第二十一号の二

1) 通知を県から得た場合に限る。

(略)

<p>の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p>	<p>の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、(104)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p>
<p>五 (建築基準法関係) (略) (1)―(14) (略) (15) 政令第三百三十七条の十二第六項の規定による敷地と道路の関係に関する認定 (16) 政令第三百三十七条の十二第七項の規定による道路内の建築制限に関する認定 (17)―(19) (略) (20) (1)から(19)までに掲げるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(三次市について)</p>	<p>五 (建築基準法関係) (1)―(14) (略) (15)―(17) (略) (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(三次市について)</p>
<p>(1)から(19)までに掲げるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの(第二項において準用する場合を含む。)(7)及び(13)に掲げる事務(政令第四百四十八条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例に基づくものうち政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)、(18)及び(19)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)(20)に掲げる事務(政令第四百四十八条第一項に規定するもの(第二項において準用する場合を含む。))、同条第三項第一号及び第三号に掲げるもの並びに条例</p>	<p>の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、(104)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、(104)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	

	(農業用ため池の管理及び保全に関する法律関係) 三十一 (略) (1)―(3) (略)	広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町	に基づくものうち政令第四百八十八条第一項に掲げる建築物に係るものに限る。)を除く。
	(農業用ため池の管理及び保全に関する法律関係) 三十一 (略) (1)―(3) (略)	広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町	を除く。

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二十八条 (略) 事務	第二十八条 (略) 事務
市町	市町
第二十八条 削除	第二十八条 食品衛生に関する条例及びひかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例(令和二年広島県条例第四十九号。以下この号において「廃止条例」という。)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の食品衛生に関する条例(昭和二十六年広島県条例第四十九号。以下この号において「旧条例」という。)及び廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条の規定による再交付又は書換交付 (2) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条の規定による地位の

		<p>(3) 承継の届出の受付      廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第六条第一項の規定による報告の要求又は立入検査</p> <p>(4) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第七条第一項の規定による施設の整備改善の命令又は認定の取消し若しくは施設の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(5) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第七条第二項の規定による認定の取消し又は施設の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>広島市、呉市及び福山市</p>
二十九 削除		<p>二十九 食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和二年広島県条例第四十九号。以下この号において「廃止条例」という。）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前のかきの処理をする作業場に関する条例（昭和三十三年広島県条例第六十四号。以下この号において「旧条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの及び廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第四条の第二項の規定による地位の承継の届出の受付</p> <p>(2) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第五条の規定による構造設備の変更の許可</p>	<p>広島市、呉市及び福山市</p>

		<p>(3) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第九条の規定による許可証の記載事項の変更届書の受付</p> <p>(4) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十条の規定による許可証の書換交付</p> <p>(5) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十一条の規定による許可証の再交付</p> <p>(6) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十二条の規定による作業場廃止の届出の受付</p> <p>(7) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十三条の規定による作業場の整備改善等の措置の命令</p> <p>(8) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十四条の規定による許可の取消し又は作業場の使用の禁止若しくは停止の処分</p> <p>(9) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十五条第一項の規定による報告の要求又は立入調査若しくは質問</p>	

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和六年四月一日
- 二 第二条の規定 令和六年六月一日